

SAICM関連の経緯と今後の予定について（国際関係）

平成23年6月6日
環境省環境安全課1. SAICMの概要（詳細は別添1）

SAICM（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ：Strategic Approach on Chemicals Management）は、2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたもの。

2002年のヨハネスブルグサミット（WSSD）で定められた実施計画を受けて、2006年の第1回国際化学物質管理会議（ICCM1）で採択。国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言、包括的方針戦略（OPS）、世界行動計画（GPA）の三つの文書から構成。SAICM実施のため、2009年、2012年、2015年及び2020年にICCMを開催。直近の2009年の第2回国際化学物質管理会議（ICCM2）の結果は別添2。

2. 今後の予定2011年

6月9～10日： 第2回SAICMビューロー会合（別添3）

- ・ 場所：スロベニア・リュブリアナ
- ・ 議題（案）：第1回公開作業部会（OEWG1）及びICCM3に向けた準備等

9月初旬（仮）： SAICMアジア太平洋地域会合

- ・ 場所：中国・北京（仮）
- ・ 想定される議題：OEWG1に向けた意見交換（OEWG1の準備、世界行動計画（GPA）の改定、新規の課題（emerging issue）等）

11月中旬（仮）： SAICM第1回公開作業部会（OEWG1）（別添4）

- ・ 場所：セルビア・ベオグラード
- ・ 議題（案）：SAICMの実施（GPAの改定、新規の課題を含む）、保健部門の戦略、ICCM3の準備 等

※当初8月末の予定であったが、11月中旬に変更される見込み。

2012年

7月15～20日： 第3回国際化学物質管理会議（ICCM3）

- ・ 場所：スイス・ジュネーブ
- ・ 想定される議題：SAICMの実施（GPAの改定、新規の課題を含む）、

3. 当面の作業（案）

(1) 第2回ビューロー会合への対応

6月9～10日の標記会合には環境省が出席予定であるが、6月3日時点で会議資料は提示されていない。会議資料が提示され次第、関係府省には御連絡するので、標記会合に際して心得ておくべき事項等あれば、随時御連絡いただきたい。

(2) 第2回ビューロー会合を踏まえた我が国の対応の検討

標記会合の結果を踏まえ、本年9月に開催見込みのアジア太平洋地域会合及び11月に開催見込みの第1回OEWGにおける我が国の対応方針を検討していく必要がある。

(3) 世界行動計画（GPA）及び新規の課題に係る提案への対応

ICCM2で採択されたGPA改定手続きに沿って、スイスより「ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料の環境上適切な管理」を、アフリカより「電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質の環境上適切な管理」をそれぞれGPAに盛り込むとの提案がなされ、これに対し平成23年5月にUNEP事務局より各ステークホルダーに意見照会があった。我が国の意見については、現在関係省庁で調整中、近日提出予定。

今後、各ステークホルダーの意見を踏まえてスイス及びアフリカがそれぞれ提案を修正し、ステークホルダーに再提示。OEWG1において、ICCM3で議論すべきかどうかも含めて議論される予定であり、我が国の対応方針を検討していく必要がある。

(4) 新規の課題に係る提案への対応

ICCM2で採択された手続きに沿って、新規の課題の候補として、UNEP事務局より「内分泌かく乱物質についての意識・理解の向上及び行動の促進」、NGO (International Society of Doctors for the Environment (ISDE) : 国際環境医師会) より「環境残留性のある医薬汚染物質 (EPPP)」が提案され、平成23年4月に事務局より各ステークホルダーに意見照会があった。(我が国は意見なし)。

今後、各ステークホルダーの意見を踏まえ、提案者により修正された提案について、OEWG1及びICCM3において議論される予定であり、我が国の対応方針を検討していく必要がある。

SAICMの概要

1. 概要

第1回国際化学物質管理会議 (ICCM、2006年2月4~6日、ドバイで開催) で採択された「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(Strategic Approach to International Chemicals Management, SAICM)。

SAICMは、2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたもの。

2. SAICM策定に至る経緯

SAICM策定に至る経緯は以下のとおり。

- 2002年2月、UNEP管理理事会において、SAICMの必要性について決議。
- 2002年9月、ヨハネスブルグサミット(WSSD)で定められた実施計画において、2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指し、SAICMを2005年末までに取りまとめることとされた。
- 2006年2月、第1回国際化学物質管理会議(ICCM1)がドバイで開催され、SAICMを採択。

3. SAICMの概要

SAICMは、「国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言」、「包括的方針戦略」と、これらに関するガイダンス文書「世界行動計画」の三つの文書よりなる。文書の仮訳(環境省作成)は、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html>)に掲載。

(1) 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

以下の事項を含む30項目からなる宣言。

- ・ 地球規模の化学物質の生産・使用、特に途上国における化学物質管理の負荷の増大により、社会の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要
- ・ ヨハネスブルグ実施計画の2020年目標を確認
- ・ 子供、胎児、脆弱な集団を保護
- ・ 化学物質のライフサイクル全般にわたる情報及び知識を、公衆に利用可能とする
- ・ 国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中に、SAICMを統合
- ・ 化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化
- ・ ボランタリーベースで、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を活用、南北格差の是正のため技術支援、財政支援を実施

(2) 包括的方針戦略 (Overarching Policy Strategy : OPS)

SAICM の対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

① 対象範囲

- ・ 農業用化学物質と工業用化学物質の、化学物質安全の環境、経済、社会、健康及び労働面を含む。
- ・ 化学物質又は製品の安全性の健康・環境に関する側面が国内の食品又は薬剤の当局又は取決めによって規制されている範囲では、その化学物質・製品に適用されない。

② 目的

- ・ リスク削減：2020年までに、不当な又は制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止、排出を最小化。その際に優先的に検討されうる物質群は、残留性蓄積性有害物質 (PBT)、発がん性・変異原性物質、生殖・内分泌・免疫・神経系に悪影響を及ぼす物質等。また、化学物質が人の健康と環境に及ぼす有意な悪影響を最小化する方法で生産・使用されることを目指しつつ、環境と開発に関するリオ宣言の第15原則に記されている予防的取組方法 (precautionary approach) を適切に適用
- ・ 知識と情報：化学物質のライフサイクルを通じた管理を可能とする知識と情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能となること
- ・ ガバナンス：化学物質管理のための包括的、効果的、透明な適切な国際的・国内的なメカニズムの確立
- ・ 能力向上及び技術協力：先進国・途上国間の広がりつつある格差の是正
- ・ 不法な国際移動の防止

③ 財政的考慮

- ・ 先進国の任意拠出による「SAICM クイックスタートプログラム」を開始。
- ・ 既存の二国間・多国間の開発援助プログラムを活用。
- ・ 経済的手法、外部コストの内部化について検討

④ 原則とアプローチ

- ・ リオ宣言等に記された原則とアプローチを再確認

⑤ 実施と進捗の評価

- ・ 2020年までに国際化学物質管理会議を4回開催
- ・ SAICM 事務局を UNEP に設立 (WHO 等も協力)
- ・ 必要に応じ、地域会合を開催

(3) 世界行動計画 (Global Plan of Action : GPA)

SAICM の目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273 の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。

① 目的

- ・ リスク削減
- ・ 知識と情報の強化
- ・ ガバナンスの強化

- ・能力向上と技術協力
- ・不法な取引への対処

②作業領域

1. 格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価
2. 人の健康保護
3. 子供たちと化学物質安全
4. 労働安全衛生
5. 化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）の実施
6. 高度に有害な駆除剤 - リスク管理と削減
7. 駆除剤のプログラム
8. 駆除剤の健康と環境へのリスクの削減
9. クリーナープロダクション（よりクリーンな製造）
10. 汚染された土地の浄化
11. ガソリン中の鉛
12. 適正な農業の実施
13. 残留性蓄積性毒性物質(PBT)、高残留性・高蓄積性物質（vPvB）、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質（POPs）
14. 水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質；高生産量または高使用量の化学物質；広範に開放系使用している化学物質；その他の国レベルでの懸念のある化学物質
15. リスク評価、管理とコミュニケーション
16. 廃棄物管理(と最小化)
17. 化学物質による緊急事態における、環境と健康への影響を緩和するための防止的および対応措置の制定
18. 研究、モニタリングとデータ
19. 有害性データの生成と入手可能性
20. 産業界の参加と責務の強化
21. 情報管理と周知
22. ライフサイクル
23. 環境汚染物質排出移動登録（PRTR）－国家的、国際的登録制度の創設
24. 教育と訓練（市民の自覚）
25. 関係者の参加
26. 柔軟な方法による国レベルの化学物質適正管理のための統合された国家プログラムの実施
27. 国際的協定
28. 社会経済的考慮
29. 法律・政策・体制面
30. 法的責任と補償
31. 進捗状況の確認
32. 保護区域

- 33. 有毒で危険な製品の不法な取引の防止
- 34. 貿易と環境
- 35. 市民社会と公共利益のための非政府組織（NGO）の参加
- 36. 国家行動を支援する能力向上

4. SAICMの実施

(1) SAICM事務局の設立及びフォーカルポイントの指定

包括的方針戦略に沿って、UNEPにSAICM事務局が設立され、SAICM実施に関する活動の調整を行うほか、一般向けのニュースレターを発行している。

各国からナショナルフォーカルポイントが指名されるとともに、ICCMに参加した非政府機関もフォーカルポイントを指名している。我が国のナショナルフォーカルポイントは環境省環境安全課長。

国連5地域から地域フォーカルポイントを選出しており、アジア太平洋地域はインドとなっている。我が国（環境省環境保健部環境安全課長）はICCMのアジア太平洋地域代表のビューローを務めている。

(2) 関係国際機関におけるSAICMの扱い

SAICMは、関係国際機関の会合に提出され、各国際機関におけるSAICMの扱いについて議論されてきている。これまでの議論の状況は以下のとおり。

- 2006年2月 国連環境計画（UNEP）特別管理理事会でSAICMを承認
- 2006年4月 国連訓練調査研究所（UNITAR）理事会でSAICMを承認
- 2006年5月 世界保健会議（WHOの意思決定会合）で、SAICMに留意し、加盟国に対しその実施を呼びかけ
- 2006年11月 世界労働機関（ILO）総会でSAICMを承認
- 2006年11月 経済協力開発機構（OECD）化学品合同会合で支持

(3) ICCM等の開催

SAICMの実施のため、OPSにおいて2020年までにICCMを4回開催することとされている。また、ICCMでの決議等により、地域会合、公開作業部会（OEWG）が開催されることとなっている。

これまでの会合開催経緯及び今後の予定は以下のとおり。

- 2009年5月 第2回ICCM（ジュネーブ）
- 2011年6月 アジア太平洋地域会合
- 2011年11月 第1回OEWG会合
- 2012年 第3回ICCM
- 2015年 第4回ICCM
- 2020年 第5回ICCM

(4) 我が国のSAICM実施状況

- ①第三次環境基本計画へのSAICMの位置づけ

第三次環境基本計画（平成 18 年 4 月 7 日閣議決定）においては、化学物質の環境リスクの低減に向けた取組として、「平成 18 年に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）に沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組みます。先進国としての責任を踏まえながら、国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正な管理や地球規模での環境リスクの低減対策に貢献します。化学物質管理のための国際的な枠組・国際標準の構築に向け、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、開発途上国への技術支援を進めます。」とするとともに、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）の考え方に照らし、2020 年までに著しい環境リスクを最小化することを目標として、国際機関との連携を図りつつ、適切な国内措置を講じます。」としている。

② SAICM に沿った取組の推進

化審法の改正（平成 21 年 5 月）、化管法政省令の改正（平成 20 年 11 月政令改正、平成 22 年 4 月省令改正）、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）等の取組の推進・強化を行っている。（第三次環境基本計画の進捗状況の第 4 回点検結果（平成 22 年 10 月 8 日閣議報告））

③ SAICM 関係省庁連絡会議

SAICM に沿った国の化学物質管理施策の推進に際し、関係省庁間の連絡調整の円滑化を図ることを目的として、SAICM 関係省庁連絡会議を設置。平成 18 年 4 月に第 1 回会議を開催。これまで 8 回開催され、SAICM 関連の国内外の動向、国内実施計画の策定等について情報共有・意見交換を行っている。

④ SAICM の理解促進

環境省では、SAICM に関する国際動向等の情報を一般に広く提供するとともに、関係者間の情報交換・意見交換を行うため、平成 18 年度から毎年度、フォーラムやセミナーを公開で開催している（これまで 4 回開催）。平成 23 年度は、本年 3 月に予定し震災の影響で延期したセミナーを秋頃に開催予定。SAICM に関する内外の動向を紹介するほか、SAICM の実施におけるステークホルダーの参加について、講演・パネルディスカッションを行う予定。

第2回国際化学物質管理会議(ICCM2)の結果について

平成21年5月18日(月)
環境省総合環境政策局
環境保健部環境安全課
課長：木村博承(内線6350)
課長補佐：瀬川恵子(内線6353)
係長：栗栖雅宜(内線6360)
担当：寺井徹(内線6356)

平成21年5月11日(月)から15日(金)まで、第2回国際化学物質管理会議(ICCM2)がスイスのジュネーブにおいて開催されました。この会議では、2020年までに化学物質が人の健康・環境への影響が最小となるような方法で生産・使用されることを目標とした「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(SAICM)の実施状況がレビューされ、ナノ材料の安全性等の課題への各国政府や国際機関等の対応について検討がなされました。今後、これらの課題について、各国政府、国際機関、産業界等は、関連する情報の収集や共有等を進めるとともに、対応を強化していくこととなります。

次回会合は平成24年に開催される予定であり、その準備のための作業部会が平成23年に開催される予定です。

I 会合結果

1. 会合の概要

日時：平成21年5月11日(月)から15日(金)

開催地：スイス・ジュネーブ

会合の目的：

- ・2020年までに化学物質が人の健康・環境への影響が最小となるような方法で生産・使用されることを目標とした「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(SAICM)の実施状況のレビュー
- ・ナノ材料の安全性等の課題への対応
- ・SAICM実施のための財政措置のあり方 等

2. 主な会合結果

(1) 会合の議長団(議長及び副議長)

議長：イワン・アルジェン氏(スロベニア保健省事務次官)(中東欧代表)

副議長

アジア太平洋地域代表(書記を兼務)：日本(環境省化学物質審査室戸田室長)

ラテンアメリカ地域代表：チリ

アフリカ地域代表：セネガル

西欧等代表：スペイン

なお、会合の議長団の任期は第3回国際化学物質管理会議(ICCM3)終了時まで。この議長団がICCM3までの間に開催される作業部会においても議長団を務める。

(2) SAICM 実施状況のレビュー

SAICM の実施状況については、実施のための着実な努力が進められている一方、途上国ではなおも実施のための能力が欠如しており、経済的・技術的支援が必要との指摘が途上国等からなされた。また、人の健康や動植物への影響、管理方法等に関連する情報へのアクセスをさらに向上させるべきとの意見もみられた。

このため、財政措置や「新規の課題」の議論において係る点が考慮されることとなった。

(3) 「新規の課題」

ナノテクノロジー及びナノ材料、製品中化学物質、e-Waste 及び塗料中鉛のそれぞれについて、ICCM3 に向けた、各国、国際機関及び関係者の検討事項についての決定が行われた。

また、今後の ICCM における「新規の課題」の選定方法についても決定された。

なお、これら新規の課題の検討の成果については、平成 23 年を目途に作業部会が開催され、進捗状況の検討等がなされ、議論の上、ICCM3 での検討に付される。

① ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料

ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料のベネフィット及びリスクに対応するための途上国等の能力向上、各国政府及び産業界による人の健康及び環境保全のための行動の促進、ベネフィット及びリスク双方をよりよく理解するための研究の促進、公衆のためのセミナーの開催、情報へのアクセスの改善等に関する各国の施策の強化等が決定された。

② 製品中化学物質

既存情報システムに関する情報の収集・整理及び評価、今後の活動のための提案の検討を行うこととし、UNEP がこの作業をリードし、ワークショップを開催することとなった。また、UNEP の検討に助言を行う運営委員会が設置され、世界各地域からの専門家、国際機関及び NGO の代表が今後推薦されることとなった。

③ e-Waste

電化製品のライフサイクルを通じた化学物質の管理に着目した活動が必要との観点から、バーゼル条約等の関連機関と連携し、将来活動について検討するためのワークショップが開催されることとなった。

④ 塗料中鉛

G8 環境大臣会合においても子どもの環境保健に関連して言及された課題であり、既に提唱されているグローバルパートナーシップ活動において、関係者の意識向上、鉛ばく露の可能性の検討などを行うことを要請することとなった。

(4) 将来の「新規の課題」の選定

将来の ICCM で検討される「新規の課題」を選定するプロセスについても検討がなされた。提案者は ICCM 開催の 18 ヶ月前までに案を提出することとされた。

(5) 作業部会

次回 ICCM までに関係作業の進捗状況等を検討するため、平成 23 年に作業部会が開催される予定。

(6) SAICM 実施のための財政措置のあり方

途上国における SAICM 実施を支援するために SAICM 事務局に設置された信託基金については、平成 25 年まで設置期間を延長することとされた。また、世銀等の機関や GEF に対して関係活動の拡大を検討するよう呼びかけることとなった。

なお、SAICM への日本の貢献が評価され、他国とともに UNEP から表彰された。

(7) その他

①ペルフルオロ化合物（PFOS, PFOA 等を含む）に関する決定

米国の提案により、ペルフルオロ化合物を含む製品に関する情報交換についての各国及び国際での活動拡大等が決定された。

②地域代表

各地域の地域代表が交代した。これまで日本（環境省戸田室長）が務めたアジア太平洋地域代表については、今次会合終了時からインドが務めることとなった。

新たな地域代表は、米国、インド、ジャマイカ、ポーランド及びザンビア。

II. 今後の対応

我が国は、化学物質管理のための国際協調に積極的に関与していくこととしており、ICCM2 の副議長を務めた国として、アジア太平洋地域グループ及び他地域グループ、事務局等と緊密に連携し、検討を促進するとともに、国内においても SAICM 国内実施計画の策定及び SAICM に位置づけられた各種施策の着実な実施を進める。



SAICM/ICCM/Bureau.2/1



Distr.: General
9 May 2011

English only

Second meeting of the Bureau of the International Conference on Chemicals Management
Ljubljana, Slovenia, 9 and 10 June 2011

Provisional agenda

1. Opening of the meeting.
 2. Organizational matters:
 - (a) Adoption of the agenda;
 - (b) Organization of work.
 3. Preparations for the first meeting of the Open-ended Working Group:
 - (a) Date and venue;
 - (b) Agenda.
 4. Updates by the secretariat:
 - (a) Health issues, including SAICM health sector strategy;
 - (b) Emerging issues:
 - (i) Past issues;
 - (ii) Future issues, i.e. nominations;
 - (c) Reporting guidelines;
 - (d) Information clearing house;
 - (e) Financing the implementation of SAICM;
 - (f) Quick Start Programme;
 - (g) Regional and other SAICM meetings.
 5. Preparations for the United Nations Conference on Sustainable Development (Rio + 20 Summit), 4 to 6 June 2012.
 6. Preparations for the third session of the International Conference on Chemicals Management:
 - (a) Date and venue
 - (b) Agenda.
 - (c) Nomination of the President of the ICCM;
 7. Fundraising.
 9. Other matters.
 10. Closure of the meeting.
-

第2回SAICMビューロー会合 議題案（日本語仮訳）

1. 開会
2. 組織的事項
 - (a) 議題の採択
 - (b) 作業体制
3. 第1回公開作業部会に向けた準備
 - (a) 日時・場所
 - (b) 議題
4. 事務局によるアップデート
 - (a) SAICM 保健部門の戦略を含む保健に係る課題
 - (b) 新規の課題
 - (i) 過去の課題
 - (ii) 将来の課題（例：課題の推薦）
 - (c) ガイドラインの報告
 - (d) 情報センター
 - (e) SAICM 実施のための資金
 - (f) クイックスタートプログラム
 - (g) 地域会合及びその他の SAICM 関連会合
5. 2012年6月開催予定の「国連持続可能な開発のための世界会議（Rio+20）」の
ための準備
6. 第3回国際化学物質管理会議に向けた準備
 - (a) 日時・場所
 - (b) 議題
 - (c) 国際化学物質管理会議議長の指名
7. 資金調達
8. その他の事項
9. 閉会



SAICM/OEWG.1/1

Distr.: General
25 November 2010



Strategic Approach
to International
Chemicals Management

Original: English

**Open-ended Working Group
of the International Conference on Chemicals Management
First meeting
Belgrade, 29 August – 2 September 2011¹**

Provisional agenda

1. Opening of the meeting.
2. Organizational matters:
 - (a) Election of officers;
 - (b) Adoption of the agenda;
 - (c) Organization of work.
3. Implementation of the Strategic Approach to International Chemicals Management:
 - (a) Evaluation of and guidance on implementation and review and update of the Strategic Approach;
 - (b) Implementation of and coherence among international instruments and programmes;
 - (c) Financial and technical resources for implementation;
 - (d) Emerging policy issues;
 - (e) Information exchange and scientific and technical cooperation.
4. Health sector strategy.
5. Cooperation with intergovernmental organizations.
6. Activities and budget of the secretariat.
7. Venue and date of the third session of the International Conference on Chemicals Management.
8. Other matters.
9. Adoption of the report.
10. Closure of the session.

¹ 日程については、11月中旬に変更される見込み。

第1回公開作業部会（OEWG）議題案（日本語仮訳）

1. 開会
2. 組織的事項
 - (a) 役員の選出
 - (b) 議題の採択
 - (c) 作業体制
3. SAICM の実施
 - (a) SAICM の実施、点検及び更新に関する評価とガイダンス
 - (b) 国際条約・国際プログラムの実施及びそれらの整合性
 - (c) SAICM 実施のための資金・技術支援
 - (d) 新規の課題について
 - (e) 情報交換及び科学技術協力
4. 保健部門の戦略
5. 政府間組織との協力
6. 事務局の活動及び予算
7. 第3回国際化学物質管理会議の開催日時・場所
8. その他の事項
9. 報告書の採択
10. 閉会